

中小企業 いばらき

【クローズアップ】

・平成29年度 中小企業向け融資制度のご紹介

July

7

2017
No.705



写真 第69回全国建築板金業者 茨城大会

CONTENTS

ひたち野	1
クローズアップ	2
ニュースフラッシュ	10
インフォメーション	12
ワンポイントアドバイス	17
業況レポート	18
中央会だより	20

発行所・編集発行人

 茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 電話029-224-8030 (代)

ベストパートナーバンク



常陽銀行

常陽 法人インターネットバンキング



常陽 でんさいサービス

電子記録債権「でんさい」とは

でんさいは「手形」や「振込」それぞれの課題を克服し、事業者の事務効率化・資金調達の円滑化を目的に創設された、株式会社全銀電子債権ネットワークが運営する、全金融機関参加型の新しい決済サービスです。インターネットを活用し、電子データによる債権の発生や譲渡等が広く可能となりました。

電子記録債権「でんさい」のメリット

支払企業では…

- ◎支払手続は振込のように簡単です。
- ◎手形の印紙税や郵送費は不要になります。
- ◎現物管理がないので盗難・紛失リスクを回避できます。

受取企業では…

- ◎資金は支払期日当日に振込入金されます。
- ◎手形の集金や取立、受取証の発行が不要になります。
- ◎支払期日前に（分割して必要な金額だけ）譲渡や割引することもできます。

※常陽でんさいサービスは、JWEB OFFICEでご利用いただけるサービスです。JWEB OFFICEのご利用にあたっては当行所定の手数料（【統合型】契約料10,800円、月間基本料5,400円／【タイムリー型】月間基本料1,080円）がかかります。

体験版はこちらから

<http://www.joyobank.co.jp/enterpri/densai/index.html>

JWEBでんさいSTATIONヘルプデスク ☎ 0120-88-5358 (受付時間9:00～18:00) ※土日・祝日・銀行休業日を除きます

表紙の紹介

第69回全国建築板金業者茨城大会

全日本板金工業組合連合会、日本建築板金協会

全日本板金工業組合連合会と日本建築板金協会主催の「第69回全国建築板金業者茨城大会」が5月18日、ひたちなか市総合運動公園総合体育館で盛大に開かれた。

多くの来賓と沖縄県を除く全国46都道府県から約3,500人の建築板金業者が集結。登録基幹技能者の地位向上、次世代のさらなる飛躍のための後継者の育成強化の推進などを柱とする大会宣言を採択し、業界活性化に向けた活動展開への決意を新たにした。

開催地を代表し、花田昇県板金工業組合理事長は「魅力度ランキング最下位と報じられる本県だが、国営ひたちなか海浜公園のネモフィラ、日本三名園・偕楽園など国内を代表する観光地のほか、海・山・畑の幸などの多彩な食材がある。当地の魅力を存分に感じていただき情報交換と親睦を深

めて欲しい」と来県者を歓迎した。

大会会長の石本惣治全日本板金工業組合連合会理事長は「昨年11月、連合会創立50周年を迎えることができた。これからの50年に向かって、建築板金の誇りを胸に、希望の未来へ躍進していきたい」と力強くあいさつした。

来賓の橋本昌知事、本間源基ひたちなか市長らが祝辞を述べた後、組合活動などに貢献した功労者らを表彰。県内関係者では、知久貴県板金工業組合副理事長が功労章を受章し「これを機に一致団結して組合活動、業務に邁進する」と謝辞を述べた。

屋外では、メーカーや商社が建築板金の機械、建材、工具などを紹介する展示会場とあわせ、納豆、干しいもなどの本県特産品を取り揃えた「いばらき物産市」が開かれ、会場を盛り上げた。



3,500人が参加した会場内



業界の発展を祈念して万歳三唱



会場を盛り上げた物産市



平成29年度 中小企業向け融資制度のご紹介

平成29年度の茨城県、市町村、政府系金融機関の中小企業向け融資制度の概要をご紹介します。

1. 茨城県中小企業資金融資制度

中小企業の皆様に、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくため、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度です。

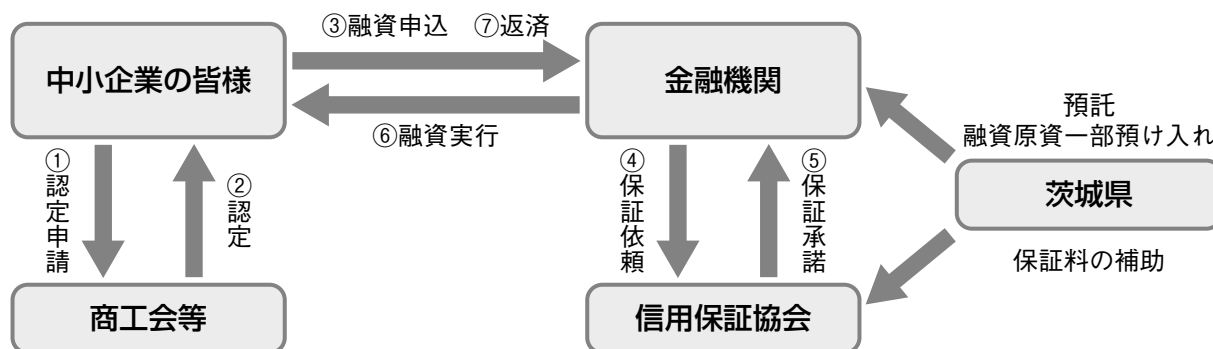
県が金融機関に融資原資の一部を無利子で預け入れることにより、金融機関が中小企業の皆様に低利・長期の融資を提供する仕組みになっています。

申込窓口は、最寄りの商工会議所もしくは商工会、茨城県中小企業団体中央会（「商工会等」）です。

◆県制度融資の流れ

融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ

融資を受けるには、金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けた方であってもご希望に添えない場合があります。



◆利用できる事業者

同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者（個人・会社・組合等）

申込時点において茨城県内に事業所を有していること

許可が必要な事業については、その許可を受けていること（農林漁業、娯楽遊技場の一部、金融業等は除かれます。）

業 種	資本金	従業員数	小規模企業者
製造業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下※
医療法人等	—	300人以下	20人以下

※宿泊業・娯楽業は20人以下

業 種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

◆取扱金融機関

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東邦銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行、福島銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、佐倉信用金庫、銚子信用金庫、烏山信用金庫、茨城県信用組合、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、商工組合中央金庫、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行

◆茨城県制度融資に関するよくあるお問合せ

Q 1 県制度融資を利用できない業種はありますか。

A 1 次に該当する方は、ご利用できません。

- ・農林漁業、風俗営業飲食業、金融・保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を除く）
- ・社会福祉法人・財団法人・社団法人（医業を主たる事業とする法人を除く）、学校法人、宗教法人、有限責任事業組合
- ・県税、市町村税など税金を滞納している中小企業、銀行取引停止中の中小企業
- ・休眠会社、休眠組合
- ・反社会的行為者又は反社会的行為者と密接な関係を有する中小企業 等

Q 2 融資を申し込む際に必要となる納税証明書とはどのような書類ですか。

A 2 主に「県税に未納がないことを証する納税証明書」のことです。

起業して間もない法人・個人事業者の場合でも発行されます。

※県内の5県税事務所及び3支所で申請手続きができます。

※申請の際は印鑑、申請者本人であることが確認できる書類が必要です。

※交付手数料は1枚につき400円です。

Q 3 個人事業から法人に変更した場合、営業経歴はどのように考えますか。

A 3 個人事業から法人成り（法人成りに伴う三親等内の親族間の経営者の交代があった場合も含む。）後、個人事業主の債権・債務を法人が引き継ぎ、かつ、個人事業と法人とで、同一の事業を行っている場合は、営業経歴を合算することができます。

Q 4 県外から茨城県に進出する場合、県制度融資は利用できますか。

A 4 県外で1年以上の同一事業についての営業歴があり、県制度融資申込み時点で茨城県内に事業所があれば利用可能です。（宿泊施設の開業又は宿泊定員の増加を伴う増改築を行うため観光おもてなし施設整備融資を利用する場合は、融資申込時点で茨城県内に事業所を有していなくても利用可能です。）

Q 5 創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資の自己資金要件とは。

A 5 創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資で新たに事業を開始する場合、1,000万円を超える融資を受ける際には、超過額と同額以上の自己資金が必要になります。

例 900万円の融資ご利用の場合 → 自己資金要件なし

1,200万円の融資ご利用の場合 → 200万円以上の自己資金が必要

Q 6 ソーラーパネル設置の際に必要な資金を、県制度融資で借り入れることは可能ですか。

A 6 県内中小企業の方で、発電された電気を100%売電すれば利用可能です。

県外の方が茨城県内に太陽光発電を設置する場合は、ご利用の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q 7 県制度の資金使途の中にある「設備・運転併用」について教えてください。

A 7 通常、設備資金と運転資金は分けて融資を受けることになりますが、「設備・運転併用」がある場合、運転資金・設備資金を併せて融資を受けることができます。すでに融資を受けている場合、利用額によっては融資をご利用できない場合があるのでご注意ください。

例 創業支援融資（融資限度額 設備・運転・併用それぞれ2,500万円）の場合すでに設備で2,000万円融資を受けている場合、運転で500万円を超える融資を受けることはできません。

※ 記載の融資限度額は、制度毎の一企業当たりの限度額であり、併用の限度額がある場合は、設備と運転を併せた利用限度額がその限度額となるため。

茨城県中小企業資金融資制度一覧

	融資名称		融資対象	融資期間（据置） ※年数は以内	融資限度額	融資利率	信用保証	保証料率	申込窓口	
一般資金	経営合理化融資		（一般融資） 経営の安定・合理化を図るために工場・店舗等に要する事業資金	設備7年（1年） 運転5年（1年） 併用5年（1年）	設備5,000万円・運転3,000万円 併用5,000万円	1.9～2.1%	任意	0.45～1.9%	商工会議所・ 商工会・ 中小企業団体 中央会	
			（転貸融資） 協同組合等が組合員に対し事業資金の転貸融資を行う場合	事業資金5年（1年）	事業資金3,000万円	1.9～2.0%				
事業 活性化 資金	設備投資支援融資		小規模企業者が経営の安定・合理化を図るために設備等を導入する場合	設備10年（3年）	設備1億円	1.2～1.5%	要	0.45～1.9 ※4 上記保証料の2割を県が補助		
	創業支援融資		事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合（自己資金要件有）	設備7年（1年） 運転5年（1年） 併用5年（1年）	設備2,500万円・運転2,500万円 併用2,500万円 ※5	1.2～1.4%	要	原則0.9% ※6 上記保証料の2割を県が補助		
			事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合（自己資金要件有）							
			中小企業である会社が新会社を設立し、事業を開始する場合							
			事業を営んでいない個人が事業を開始（又は会社設立）してから5年未満の場合							
	中小企業である会社が設立した新会社で、設立から5年未満の場合									
	女性・若者・障害者 創業支援融資		女性・若者（30歳未満）・障害者で以下の要件に該当する場合 ・事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合（自己資金要件有） ・事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合（自己資金要件有） ・事業を営んでいない個人が事業を開始（又は会社設立）してから5年未満の場合	設備7年（1年） 運転5年（1年） 併用5年（1年）	設備2,500万円・運転2,500万円 併用2,500万円 ※5	1.2～1.4%	要	原則0.9% ※6 上記保証料の5割を県が補助		
	新分野進出等支援 融資		新たな事業の分野へ進出する場合（成長産業分野進出・海外展開含む。）	設備10年（2年） 運転5年（1年）	設備1億円・運転3,000万円	1.3～1.6%	任意	0.45～1.9% ※4 設備資金につき上記保証料の 2割を県が補助		
			「経営革新計画」で経営を革新する場合、「経営力向上計画」で経営力の向上を図る場合 公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う場合							
	雇用拡大支援融資		事業拡大により雇用従業員2名（小規模企業の場合又は中高年者を雇用する場合は1名）以上を雇用する場合	設備7年（1年） 運転5年（1年）	設備1億円・運転3,000万円	1.3～1.5%	任意	0.45～1.9% ※4		
			小売商業・地場産業 支援融資	店舗の改装等を行う場合、大規模商業施設等にテナント出店する場合	設備10年（2年） 運転5年（1年）	設備1億円・運転3,000万円	1.3～1.6%	任意		0.45～1.9% ※4
				地場産業を行う場合、過疎地域に立地している場合	設備7年（2年） 運転5年（1年）	設備1億円・運転3,000万円	1.3～1.5%	任意		0.45～1.9% ※4
観光おもてなし施設 整備融資		観光拠点施設の整備を行う場合	設備12年（2年）	設備5億円 保証付きの場合は2億8,000万円 設備10億円 保証付きの場合は2億8,000万円	1.3～1.7%	任意	0.45～1.9% ※4			
		うち、一定基準を満たす宿泊施設の整備を行う場合（中小企業以外の利用可）					0.45～1.9% ※4 県の保証料補助有 ※3			
いばらきブランド中 核企業育成促進融資		いばらきブランド中核企業育成支援事業の対象者	設備15年（5年） 運転7年（2年）	設備5億円・運転5,000万円 保証付きの場合は設備・運転の合計 で2億8,000万円	1.2～1.7%	任意	0.45～1.9% ※4 上記保証料の5割を県が補助			
経営 安定化 資金	東日本大震災復興 緊急融資	東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障が生じた場合	設備10年（3年） 運転10年（2年） 併用10年（2年）	設備8,000万円・運転8,000万円 併用8,000万円	1.2～1.5%	要	0.7又は0.45～1.9% 上記保証料の5割を県が補助			
		災害 対策 融資	緊急対策枠	設備10年（3年） 運転7年（2年） 併用7年（2年）	設備5,000万円・運転3,000万円 併用8,000万円	1.3～1.6%	要	0.45～1.9% 上記保証料の5割を県が補助		
			地震災害 予防対策枠		耐震性向上等の対策を行う場合、アスベストの除去を行う場合	設備5,000万円・運転8,000万円	1.2～1.5%	任意		0.45～1.9%
	パワーアップ融資		直近3か月の売上等が前年同期に比べ5%以上減少している場合など	設備10年（3年） 運転7年（2年） 併用7年（2年）	設備5,000万円・運転5,000万円 併用5,000万円	1.3～1.6%	要	0.45～1.9% 上記保証料の1割を県が補助		
			国の定める経営安定関連保証1号～8号の認定を取得した場合	運転7年（2年）	運転5,000万円	1.3～1.5%		0.8又は0.9% 上記保証料の1割を県が補助		
			県が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛債権を有している場合					0.45～1.9% 上記保証料の1割を県が補助		
	再生支援融資		業績不振であるが、茨城県中小企業再生支援協議会等の公的支援機関や金融機関等の支援を受けることで経営改善計画書が策定され、経営の改善が見込まれる者	設備・運転・併用 10年（1年）	設備・運転・併用1億円（公的支援機関） 設備・運転・併用5,000万円（金融機関）	3.0%	要	0.45～1.9% 上記保証料の1割を県が補助		茨城県 産業政策課
	借換融資		2口以上の県制度融資を利用し、元金償還が1年以上経過しており、借換により経営の安定・改善が図られる場合	運転10年（1年）	既往融資残高及び借換に係る諸費用	1.3～1.6%	要	0.45～1.9% 上記保証料の1割を県が補助		取扱金融機関
小規模企業支援融資		従業員20人（商業、サービス業は5人）以下の小規模事業者	融資区分ごとに、融資 期間は異なります	設備・運転・併用1,250万円 既存の保証付き融資残高との合計で 1,250万円の範囲内	1.2～2.1%	要	0.5～2.2% ※4 小口零細企業保証の利用が必須	商工会等・ 取扱金融機関		
短期運転資金融資		短期の運転資金が必要な場合	運転1年	運転1,000万円	1.5%	任意	0.45～1.9% ※4	取扱金融機関		

※1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利（固定）です。また、融資期間により利率が変わります。
※2 保証料率は、貸付金額に対する料率です。
※3 観光おもてなし施設整備融資において、宿泊施設の開業及び増改築に伴い、新規雇用が10人以上見込まれる場合、県より信用保証料の10割補助及
平成30年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引となります。（一部の場合を除く）
※4 創業支援融資と女性・若者・障害者創業支援融資の融資限度額は、両制度の合算で2,500万円となります。産業競争力強化法第2条第23項第1号
※5 創業支援融資と女性・若者・障害者創業支援融資の融資限度額は、両制度の合算で2,500万円となります。産業競争力強化法第2条第23項第1号
※6 平成30年3月31日まで、表示の保証料から0.3%引下げになります。（一部の場合を除く）

び貸付後3年間10割の利子補給を実施します。（保証料補助・利子補給の実施期間：平成29年度～平成30年度までに融資を実行したもの）

の認定特定創業支援事業に該当する場合は、それぞれ3,000万円、両制度の合算で3,000万円です。

2. その他の茨城県の融資制度

◆環境保全施設資金融資制度

(平成29年4月1日現在)

中小企業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合に必要な資金の貸付制度。

対 象 者	融資限度額	融資期間	融資利率	担保・保証人
県内に工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者（別表）	環境保全施設を設置・改善する者 2,500万円（事業費の80%以内） ※知事が必要と認める場合は5,000万円	7年以内 （据置1年以内）	（保証付） 年1.6%～1.8% （保証無） 年2.1%～2.3%	取扱金融機関の一般貸付の例による
地球温暖化対策をする者	500万円（事業費の80%以内） ※知事が必要と認める場合は1,500万円			

【別表】

【環境保全施設を設置・改善する者】

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善

【地球温暖化対策をする者】

省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善

※再生可能エネルギー施設については、発生したエネルギーを専ら自らの施設で消費する目的のものに限る。

【参考】

◆利子補給制度

次の事業について取扱金融機関から融資がなされたときは、取扱金融機関に対して利子補給金を交付します。

事業種類	利子補給率	相談窓口
排水規制の適用を受けない事業者（小規模事業者）が行う排水対策	高度処理（窒素又はりん除去）施設	借受者の実質金利は無利子
	高度処理以外の汚水処理施設	霞ヶ浦流域 借受者の実質金利は無利子
		霞ヶ浦流域以外 0.9%
家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域に限る）	借受者の実質金利は無利子	県北県民センター環境・保安課 TEL 0294-80-3355
ダイオキシン類対策施設	0.6%	鹿行県民センター環境・保安課 TEL 0291-33-6056
省エネルギー・再生可能エネルギー施設（省エネ施設導入に係る県の補助対象詩行を除く）	省エネルギー対策実施計画書を提出済のエコ事業所登録事業者は無利子（上記以外のエコ事業所登録者は0.9%）	県南県民センター環境・保安課 TEL 029-822-7048
		県西県民センター環境・保安課 TEL 0296-24-9134
		県生活環境部環境政策課県央環境保全室 TEL 029-301-3044
		県生活環境部環境政策課（省エネルギー・再生可能エネルギー施設に関すること） TEL 029-301-2939
		県生活環境部環境対策課（環境保全施設に関すること） TEL 029-301-2956

【取扱金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東邦銀行、東日本銀行、千葉銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫

◆工場等立地促進融資

(平成29年4月1日現在)

対 象 者	使 途	限度額	融資期間	融資利率	お問合せ・申込先
(1) 県、県開発公社、市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者	土地取得費、 施設・設備整備費	25億円	15年以内 (据置2年以内)	年1.1%以内 ～1.3%以内	県立地推進室 Tel 029-301-2036
(2) 県内に立地する者で（1）に該当しない者（製造業等を営む者に限る）		15億円	10年以内 (据置2年以内)	年1.1%以内 ～1.2%以内	
(3) 県内の工業団地内に立地している企業が増設を行う場合					

※留意事項

- ・原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは、取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- ・「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設（事業所等）を設置する者です。
- ・「製造業等」とは、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、植物工場です。
- ・「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。
- ・（1）の対象工業団地にリースで立地する場合、県が新規に分譲する工業団地は（1）、その他は（2）が適用となります。

【取扱金融機関】

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東邦銀行、千葉銀行、東日本銀行、栃木銀行、福島銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、烏山信用金庫、茨城県信用組合、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、商工組合中央金庫

3. 市町村の融資制度

自治金融・振興金融とも茨城県信用保証協会の保証付き融資となっています。また、一部の市町村では信用保証料補助や利子補給を実施し、利用者の負担を軽減しています。
(平成29年5月1日現在)

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	申込先
自治金融	運転資金 設備資金	1,000万円	7年以内	年1.01%	商工会議所・商工会
振興金融	運転資金 設備資金	2,000万円 運転資金は市町村により異なる	7年以内	市町村の定めるところによる。	市町村の商工担当課 又は 商工会議所・商工会

※ 融資利率は、変動することがあります。茨城県信用保証協会のホームページでご確認ください。 <http://www.icge.or.jp>

4. 政府系金融機関の融資制度

(株)日本政策金融公庫

◆中小企業事業

方 式	貸付対象等	貸 付 条 件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度（注2）の限度内	融資制度（注2）ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	融資制度（注2）ごとに借入期間などに応じて設定
代理貸付（注1）	同 上	同 上	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	同 上

（注1） 代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。

（注2） 特別貸付制度として「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付（海外展開資金ほか）」、「セーフティネット貸付」等がありますので、下記窓口にご相談ください。

相談窓口：水戸支店 TEL 029-231-4246

◆国民生活事業

方 式	貸付対象等	貸 付 条 件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
普通貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます	4,800万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金5年以内 (据置1年以内、特に必要な場合は7年以内)	(注) のとおり
経営改善貸付 (無担保無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合5人以下）である企業	2,000万円	設備資金10年以内 (据置2年以内) 運転資金7年以内 (据置1年以内)	(注) 年1.11% (H29.4.12現在)

（注） 利率は返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談下さい。

このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。

相談窓口：水戸支店 TEL 029-221-7137 土浦支店 TEL 029-822-4141
日立支店 TEL 0294-24-2451

生活衛生貸付については（公財）茨城県生活衛生営業指導センター（TEL 029-225-6603）も相談窓口です。

(株)商工組合中央金庫

融 資 対 象	融 資 条 件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体(所属団体)とその構成員。 事業協同組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合 ・協業組合・商工組合・商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業組合・同連 合会・酒造組合、酒販組合、内航海運組合、市街地再開発組合等	固定金利・変動金利 (詳しくは、窓口にご相談ください)	原則として 設備資金15年以内 (据置2年以内) 運転資金10年以内 (据置2年以内)	分割返済 期限一時返済

中央会推薦貸付制度(商工中金)

商工中金と中央会の共通支援テーマに取り組む組合・組合員で、中央会が推薦した場合に必要な設備資金・運転資金を融資する。

支援テーマ	新設組合支援、ものづくり支援、地域資源活用支援(農商工連携を含む)、事業承継支援、海外展開支援、協業化促進支援、女性・子育て支援、環境対策支援、BCP支援、再生可能エネルギー活用支援、組合間連携支援
資金使途	設備資金、運転資金
貸付限度	1億円(貸付金額は商工中金所定の審査によります)
貸付利率	商工中金所定の貸出利率-0.3%(固定金利) ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。
貸付期間	商工中金所定の審査によります。
担保	商工中金所定の審査の結果、必要となる場合があります。
保証人	【組合への融資】原則、組合役員 【組合員への融資】原則、代表者1名
期限前返済	可能です。但し、期限前返済手数料が発生する場合があります。

※商工中金の審査の結果、ご融資できない場合もあります(審査の結果は、直接お申込者に回答)。

※テーマ「再生可能エネルギー活用支援」については、貸付限度「上限なし」、貸付利率・貸付期間は別途定めがございます。

相談窓口：水戸支店 TEL 029-225-5151



全国ネットの人材情報で 出向・移籍をサポート!

全国ネット

全国47都道府県の
事務所で取扱って
おります。

信頼と安心

経済・産業団体と国
の協力で設立された
公益財団法人です。

無 料

情報の提供、相談、
あっせんの費用は
かかりません。

登 録

在職中の登録が
必要です。



公益財団法人 産業雇用安定センター 茨城事務所

〒310-0803 茨城県水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル4階

TEL 029-231-6044 FAX 029-233-3602

URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>